

一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会
会 費 規 程

一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会

会 費 規 程

(目的)

第1条 この会費に関する規程は、一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会定款第7条の規程に基づき、会員の会費に関する事項を定める。

(会費)

第2条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

施設割 (定額)	1施設	50,000円
入所定員割	1人	500円

①年度途中加入者の会費は月額とし、100円未満の端数は切り上げる

2 准会員の会費は、年額を次のとおりとする。

個人会員	1人	10,000円
団体会員	1団体	30,000円

3 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

1口	10,000円	(1口以上)
----	---------	--------

(納入)

第3条 会費の納入は年1回とし、指定された方法により納入しなければならない。

(徴収)

第4条 会費の徴収に関する事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(変更)

第5条 この会費規程の変更は、社員総会の決議を経て変更する。

附 則

1 この会費規程は、平成12年6月8日から適用する。

附 則

1 この会費規程は、平成21年4月1日に制定し、同日施行する。

附 則

1 この会費規程は、平成25年4月1日に制定し、同日施行する。